

大牟田市起業家支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市内での創業の促進、空き店舗の解消及び商店街組合組織の強化によって地域経済の活性化を図るため、大牟田市起業家支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

(2) 新たに創業する者 これから創業するものであって、第12条に規定する実績報告書の提出日までに創業する者

(3) 創業の日 個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては会社設立の日をいう。

(4) 事業所 経済活動が行われている場所ごとの単位であつて、原則として次の要件を備えているものをいう。ただし、事業所として利用上の独立性を有しているものに限る。

ア 単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(5) 商店街 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合

ウ 前2号に掲げるもののほか、市内の一定の地域において、商店が集団で共同事業等の事業活動を行っている団体であつて、市長が特に認めるもの

2 前項第5号ウに掲げる団体は、次の要件を備えたものでなければならない。

- (1) 代表者又は役員の定めがあること。
- (2) 定款又はこれに準ずる規約類が定められていること。
- (3) 収支の経理が明確にされていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新たに創業する者であって、市内に事業所を設置し、創業の日までに市内に住所を有する個人又は本店所在地が市内の法人
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業となる見込みのあるもの
- (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項に基づき認定された創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業を修了し、市長が指定する経営診断を受けた者
- (4) 市町村税を滞納していない者
- (5) 許認可等を要する業種を創業する者については、既に当該許認可等を受けているもの、又は当該許認可等を受けることが確実と認められるもの

2 第1項の規定に関わらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 創業する業種が別表1に該当する者
- (5) 他の者が行っていた事業を承継して創業する者
- (6) 交付申請日において、他の法人の代表権のある役員である者
- (7) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業その他これに類する事業を営む者
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等に該当する者
- (9) 同一年度に、大牟田市まちづくり基金事業費補助金の認定又は交付を受け

る者

(10) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が創業のために事業所の開設等を行う事業及び事業所を借りる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業に係る経費で、別表2に掲げる経費（消費税及び地方消費税並びに振込手数料に相当する額を除く。）とする。

2 別表2に掲げる経費のうち家賃については、商店街で創業する者に対してのみ交付の対象とする。この場合において、補助金の交付を受ける者は、その地域に属する商店街に加入するものとする。

3 補助対象経費について、国、地方公共団体又はその他の機関等により補助金等を受ける場合は、補助の対象外とする。

(補助金の交付及び額)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額を補助金として交付し、別表2に掲げる経費のうち創業費については50万円、家賃については月額5万円を上限とし、最長で12月を超えないものとする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき創業費、家賃それぞれに1回限りとする。ただし、家賃の補助金は、会計年度ごとに補助対象者の申請に基づき交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、創業費については、創業のために事業所の改修等を着手する前に、家賃については、創業後1年以内に、大牟田市起業家支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別表3に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに大牟田市起業家支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付けることができる。

（実施期間）

第 9 条 補助事業の実施期間は、前条に定める交付決定通知があった日から、当該年度の 3 月 31 日までとする。

（事業内容の変更）

第 10 条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、大牟田市起業家支援事業内容変更承認申請書（様式第 5 号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- （1） 補助対象経費を 20 パーセント以内で変更するとき。
- （2） 補助事業の目的の達成をより効率的にするために、事業内容に軽微な変更をするとき。
- （3） その他市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、内容を審査し、その結果を大牟田市起業家支援事業内容変更承認（不承認）通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。ただし、第 8 条の規定により通知した交付決定額の増額は行わない。

3 市長は、第 1 項の承認をする場合において必要があると認めるときは、当該交付決定の内容を変更し、又は新たに条件を付けることができる。

（事業の中止又は廃止）

第 11 条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、大牟田市起業家支援事業中止（廃止）届（様式第 7 号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第 12 条 交付決定者は、別表 2 に掲げる経費について、次の各号に定める日までに大牟田市起業家支援事業実績報告書（様式第 8 号）に別表 4 に掲げる書類を添えて、市長に補助事業の実績を報告しなければならない。

- （1） 創業費 補助事業が完了した日から起算して 1 月を経過した日又は補助金交付決定日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日
- （2） 家賃 次に掲げる区分に応じて定める日
 - ア 4 月 1 日から 9 月 30 日までに支払った家賃 10 月末日
 - イ 10 月 1 日から 3 月 31 日までに支払った家賃 3 月末日

（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、補助金の額を確定するとともに、当該確定した補助金の額を大牟田市起業家支援事業費補助金確定通知書（様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 14 条 交付決定者は、前条の通知があったときは、速やかに大牟田市起業家支援事業費補助金請求書（様式第 10 号）により市長に補助金の支払を請求するものとする。

2 家賃の交付決定者は、補助金の支払を分割請求することができるものとする。

（補助金の支払）

第 15 条 市長は、前条の請求があったときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に補助金を交付決定者に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 第 11 条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

（新規創業に係る指導等）

第 17 条 交付決定者は、市及び大牟田商工会議所が行う新規創業等に係る指導等（フォローアップ事業）を受けなければならない。

（調査報告）

第 18 条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の使途等について報告又は資料の提出を求めることができる。

（証拠書類の保存）

第 19 条 交付決定者は、補助事業の経理に係る帳簿類を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録するとともに、原材料購入費等その経費の支

払いに係るすべての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実を証する一切の書類又は支払いに当たって作成若しくは取得した一切の書類）を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存するものとする。

（財産の管理）

第２０条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。ただし、市長が適当と認めたときは、他の目的に使用することを妨げるものではない。

（補則）

第２１条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２８年５月２０日から施行する。

付 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象外とする業種（日本標準産業分類に準拠）

1	農業
2	林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
3	漁業
4	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
5	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
6	以下のサービス業等
	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
	(2) 易断所、観相業、相場案内業
	(3) 競輪・競馬等の競走場、競技団
	(4) 芸妓業、芸妓幹旋業
	(5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
	(6) 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)
	(7) 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)
	(8) 宗教
	(9) 政治・経済・文化団体

別表 2（第 5 条関係）

補助対象経費（消費税及び地方消費税並びに振込手数料に相当する額を除く）

経費区分		内 訳
創業費	事業拠点費	店舗工事費※ 1（内装・外装・設備等）、備品費※ 2（什器・機械装置等（設置工事含む。）、賃借料（機械器具・店内什器等）、通信運搬費、委託費
	広告宣伝費	広告宣伝に要する経費（新聞広告、チラシ製作・配布、その他広告宣伝に必要とする経費）
家賃		補助対象者が賃借した事業所の各月ごとの賃借料（敷金、礼金、共益費、駐車場使用料及びこれらに類する経費は除く。）

※ 1 市内に事業所を有する中小企業者の施工に限る。

※ 2 汎用性が高いものを除く。単価税抜き 3 万円以上の物品に限る。

別表 3 添付書類（第 7 条関係）

様式	添付書類
☐ 交付申請書 （様式第 1 号） ☐ 補助事業計画書 （様式第 2 号） ☐ 誓約書兼役員等名簿 及び照会承諾書 （様式第 3 号）	【共通】 ☐ 大牟田市起業家支援事業費補助金事業にかかる個人情報 の利用及び創業支援等事業者への個人情報の提供に関する同意書 ☐ 市町村税の滞納がないことを証明する書類 ☐ 創業塾等の修了証の写し又は特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書 ☐ 経費の積算根拠が確認できる書類（見積書等） ☐ 事業所の位置図及び平面図 ☐ 事業所の賃貸契約書等の写し ☐ 事業所の工事施工前の現況写真 ☐ 事業計画書（融資申込様式等） ☐ 許認可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に取得している場合） ☐ 創業が確認できる書類（既に開業の手続きをしている場合） 【個人事業者の場合】 ・ 税務署が受け付けた開業届の写し 【法人の場合】 ・ 履歴事項全部証明書の写し
	【家賃補助を申請する場合】 ☐ 商店街が発行する加入証明書
	【賃貸物件等で改修工事を行う場合】 ☐ 承諾書
	【事業所を新築する場合】 ☐ 建築確認済証の写し ☐ 建築前の現況写真

別表 4 添付書類（第 1 2 条関係）

様式	添付書類
☐ 実績報告書 （様式第 8 号）	【共通】 ☐ 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し （領収書及び請求書等） ☐ 補助事業の実績が確認できるもの ☐ 許認可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に取得していない場合） ☐ 創業が確認できる書類（交付申請時に開業の手続きをしていない場合） 【個人事業者の場合】 ・ 税務署が受け付けた開業届の写し 【法人の場合】 ・ 履歴事項全部証明書の写し
	【申請時に市外在住の場合】 ☐ 事業開始前の市内転入を確認できるもの
	【事業所を新築する場合】 ☐ 検査済証の写し ☐ 登記事項全部証明書（建物）の写し ☐ 建築後の写真